

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年10月

1 日 時 令和4年10月25日(火) 午後1時30分～午後2時19分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 教育委員 萩谷 直美

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸稔
参事	奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	大場 邦宏
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恭子

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第42号 教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について

議案第43号 守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則について

議案第44号 もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について

議案第45号 守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第46号 守谷市 ICT 支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の
制定について

(2) 報告事項

報告第 5号 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指
名型プロポーザル方式選定委員について

(3) その他

- (1) 児童クラブ入所時の傷害保険料納付について
- (2) 守谷市旅館等建築審査会委員の選出について
- (3) 守谷市民生委員推薦会委員の選出について

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に河原委員を指名する。
3	議決事項	教育長 学校教育課長	<p>議案第42号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」説明を求める。</p> <p>本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、市民に対する説明責任を果たすとともに、本市教育行政の充実を図るため、本年3月の定例会において可決された点検・評価の実施方針に基づき、本市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価の結果に関する報告書を作成しましたので、市議会への報告及び市民への公表について承認を求めるものです。</p> <p>今回の点検及び評価は、令和3年度の事務を対象にしています。報告書の作成に当たりましては、まず市立小中学校及び教育委員会内の各部署において点検・評価を行い、その結果を基に5月に報告書案を作成しました。</p> <p>その報告書案に対して、4月定例会で可決いただき委嘱した3名の点検評価委員の皆様、内容を確認いただきとともに、3回(7/15、8/29、10/11)の会議及び施設の視察を通して、御意見、御提案いただき作成したものになります。</p> <p>なお、学校の点検・評価結果は、教育委員会の点検・評価報告書を作成するための資料のため、公表はいたしません。</p> <p>また、本案については、本日、皆様から承認が得られましたら、市議会に報告書を提出し、その後、市のホームページで公表したいと考えています。</p> <p>なお、事前に河原委員及び寺田委員から文言の追</p>

	<p>記及び修正についての御意見を伺っていますので、再度内容の精査を行い反映させる形で、対応したいと思います。</p>
河原委員	<p>教育委員になる前に2年間、点検評価員をしていたこともあり、長い間、この点検評価に関わることになりましたが、その内容は年々改善が重ねられ、より適切に作成されてきていると感じている。</p> <p>細かい文言や気づいた点については、別途資料を提出しているので、議会への報告及び公表までの間に、大きな変更がない範囲での適切な修正を事務局に一任したい。</p>
教育長	<p>今、河原委員からあったように、細かな語尾、語彙の修正などについては、担当課において責任をもって対応すること。</p>
椎名委員	<p>各小中学校における成果と課題についてももしっかり作成されており、比較しやすい資料になっている。ただ、目標数値を設定していない学校もあるので、その点については改善してほしい。</p> <p>また、目標を達成している学校が多いが、そうでない学校もあるため、達成できなかった学校への指導や支援について、教育委員会にお願いしたい。</p>
教育長	<p>議案第42号「教育委員会の点検・評価結果報告書の提出について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第43号「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>本案は、地方自治法第180条の2の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である守谷市民交流館維持管理事業について、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更のため、守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。</p>

	<p>主にシステムによる申請、許可書の発行及び使用料の徴収、それから市が指定する支払い手段以外の方法で支払う場合に発生する手数料の負担、さらに、システム導入に伴う各種様式の変更について、追記、改正をするものです。</p> <p>なお、各種様式については、本システムを導入する関係各課と統一しており、12月1日から運用を開始する予定です。</p>
椎名委員	<p>管理者について、守谷市民交流館が市長、もりや学の里及び守谷集会所が教育長となっている理由を聴きたい。</p>
生涯学習課長	<p>守谷市民交流館（モリヤガーレ）の建物は、市が買い入れた当初は、財政課が管理していましたが、その後、使用用途が社会教育施設と類似していることもあり、教育委員会に所管替えになりました。そのため、条例や規則については、現在でも市長が管理するものとなっています。</p>
椎名委員	<p>今後は、教育委員会の管轄になるのか。</p>
生涯学習課長	<p>現在、予算編成や施設管理を生涯学習課で行っていることから、今後、条例改正が必要になったときには、条例や規則に定める管理者も教育長に変更される可能性があります。</p>
寺田委員	<p>教育委員会が補助執行する市長の権限に属する事務に係る規則の改正を、教育委員会に議決事項として上程することについて疑問を感じる。</p>
生涯学習課長	<p>児童クラブ運営事業なども同様ですが、教育委員会が補助執行している市長の権限に属する事務事業に係る規則等の改正については、これまでも教育委員会の承認等を得た上で行ってきました。</p>
寺田委員	<p>補助執行していることを踏まえ、議決事項ではなく協議事項として上程するなど、手続の進め方の是非について検討してほしい。</p>

教育部長	教育委員会に協議として出すのか、それとも議案として出すのかということに関しては、今後、整理していきたいと思います。
教育長	現状は、内容によってどのようにするなどの、決まりはあるのか。
教育部長	補正予算案を市議会に上程する場合も、市長の権限に属する事務に係る案件ではありますが、議決事項として教育委員の皆様の見解を伺い、最終的な調整を行うといった手続をとっています。
河原委員	具体的な運用に特に変わりがないと思うので、法律の専門家などの意見を聞いて決めれば良いと思う。
教育長	河原委員、寺田委員から意見があったように、教育委員会が補助執行する、市長の権限に属する事務に係る教育委員会の意思決定方法等については、確認する必要があると思うので、今後、事務局において協議してほしい。
寺田委員	委員会に伺いを立てることは必要だと思うが、その手続として、この案件を委員会の議決事項として扱うべきか、それとも協議事項として扱うべきかについての整理をお願いしたい。
教育長	議案第43号「守谷市民交流館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第44号「もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
生涯学習課長	<p>本案は、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更のため、もりや学びの里管理規則の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容は、議案第43号と同様になります。</p>

	<p>なお、各種様式につきましては、本システムを導入する関係各課と統一したもので、12月1日から運用を開始する予定です。</p>
質疑等	なし
教育長	議案第44号「もりや学びの里管理規則の一部を改正する規則について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第45号「守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について」説明を求める。
生涯学習課長	<p>本案は、公共施設予約システムを活用した手続の推進に伴う様式の変更及びもりや学びの里との一括管理に伴う休館日の統一のため、守谷市集会所管理運営規則の一部を改正するものです。</p> <p>主な改正内容は、議案第43号、第44号と同様で、12月1日から運用を開始する予定です。</p>
寺田委員	公共施設予約システムを活用する市の施設はどこか。
生涯学習課長	守谷市文化会館、国際交流研修センター、もりや学びの里、集会所、守谷市民交流館、ログハウスです。この他にも、公民館4館と学校体育施設が予定されています。ほとんどが生涯学習課所管の施設になります。
寺田委員	システムを活用することで、市役所以外からも施設の使用申請ができるようになり、申請者の利便性の向上が図られるということか。
生涯学習課長	<p>そのとおりです。</p> <p>また、大利根運動公園、各公園のテニスコートや野球場等も、このシステムで予約が取れるようになります。</p>
寺田委員	ほぼ全ての市施設が、このシステムを活用して使

		用申請が可能になるということか。
	生涯学習課長	そのとおりです。
	教育長	議案第45号「守谷市集会所管理運営規則の一部を改正する規則について」採決する。
	採決結果	全員賛成可決
	教育長	議案第46号「守谷市 ICT 支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」説明を求める。
	教育指導課長	本案は、プロポーザル方式による守谷市 I C T 支援員業務において提出された事業提案書の適正な審査を行うため、守谷市 I C T 支援員業務プロポーザル選定委員会を設置し、必要な事項を定めるものです。
	椎名委員	個人、法人問わずプロポーザルの提案者になれるのか。
	教育指導課長	現在の I C T 支援員業務は、株式会社内田洋行（法人）に委託しています。今年度、次年度以降の I C T 支援員業務について、プロポーザル方式により業者（法人）の選定を行うこととなります。
	椎名委員	より良い支援ができる業者を選ぶために、プロポーザル方式を採用したということが分かった。
	教育長	議案第46号「守谷市 ICT 支援員業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について」採決する。
	採決結果	全員賛成可決
4 報告事項	教育長	報告第5号「守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員について」報告を求める。

	<p>中央図書館長 守谷中央図書館子育て利用者支援サービス業務委託に係る指名型プロポーザル方式選定委員について、設置要綱に基づき委員の皆様を委嘱させていただきましたので御報告いたします。委嘱期間は、令和4年10月7日から業務契約締結日までとなります。</p> <p>こちらの業務は、プロポーザル方式参加指名通知を10月11日に発送しまして、第1次審査を11月16日、第2次審査を11月24日に予定しています。結果の通知は、11月30日までに行う予定です。</p>
5 その他	<p>質疑等 なし</p>
	<p>教育長 (1)「児童クラブ入所時の傷害保険料納付について」報告を求める。</p>
	<p>生涯学習課長 先月の定例会において、賛成多数で可決をいただいた守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、市長決裁を経て、原案のとおり10月1日から施行しました。10月7日から、令和5年度入所希望者へ申請用紙等の配布を開始し、11月末まで第1次の受付を行います。</p> <p>規則を施行するにあたり、教育委員会の定例会にて、要保護世帯における児童の傷害保険料の取扱いについて減免措置を適用させる考えはないのかとの御意見があったこと、また小中学校、幼稚園、保育所等の保険との違いなどを市長に説明したところ、結論として、減免措置は、これまでどおり保育料のみとし、傷害保険料については、実費負担にて加入していただくことになりました。</p> <p>小中学校、幼稚園、保育所等、学校管理下での活動は、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度で補償されています。生活保護対象世帯の児童は、生活保護法の医療扶助があるため医療費の給付が発生しないことから、一般児童とは別に、医療費分を除いた共済掛金の額が定められ、傷害見舞金と死亡見舞金のみが支給の対象になっています。また、賠</p>

	<p>償責任保険などは、この保険には含まれていません。</p> <p>一方で、スポーツ安全保険は、治療に要した費用を保険金として支払う制度ではなく、通院、入院に対して、1日あたりの定額保険金が支払われることから、医療扶助などで医療費の自己負担がない場合でも保険金の支払い対象となります。</p> <p>加えて、他の人に怪我をさせたり、他の人の物を壊したりしたときの賠償責任保険が含まれており、学校管理下の保険保障とは異なる性質があります。</p> <p>また、扶助の種類の中に傷害保険料を捻出する項目はありませんが、生活保護の担当課に確認したところ、例えば就労にあたって子どもを預けるために必要な経費として、事前に申請するということも考えられるということでした。承認されるかは県の判断になりますが、申請はできるそうです。</p> <p>児童クラブで子ども達をお預かりする中で、日頃から気を付けてはいても、怪我や事故に対する不安はつきものです。今後も全員が漏れなく同じ保険に加入していることで、保護者や支援員も、安心して子ども達の活動を見守ることができる環境にしたいと考えています。</p> <p>寺田委員 要保護世帯に傷害保険料の減免措置を適用させることについて、市長から将来的な見解があったか伺いたい。</p> <p>生涯学習課長 市長に先ほどの説明をしたところ、学校の保険とは性質の違うものということで免除はしなくてもよいのではないかという結論に至りました。</p> <p>その際、市長から、特に今後の展開に関するお話はありませんでした。</p> <p>しかし、生活保護世帯の傷害保険料について、全く免除していない市町村がほとんどの中で、保育料の関係（保育料が高い）から生活保護世帯に限らず全員の傷害保険料を免除している市町村もありますので、その点も踏まえた検討はしたいと考えています。</p> <p>河原委員 生活困窮者に対する支援の仕組みとして、減免制度というのはあって然るべきだと考える。</p>
--	---

	<p>児童クラブについての支援の程度や在り方を考える際は、保育料や保険料等の児童クラブの利用に伴う保護者負担合計額から、他の市町村との比較を行い、その結果、守谷市の支援が行き届いていないという状況であれば、減免等の措置について再検討を行い、教育委員会として市長に支援の拡充について具申することが必要になると思う。</p>
教育長	<p>支援について、全体的にみて改善等があっても然るべきという結果であれば、積極的に話題にしながら、議論をすることは必要だと思う。担当課において、このところを詰めてほしい。</p>
教育部長	<p>この傷害保険料については、生活保護世帯の方は扶助費として申請することができることから、児童クラブの利用での減免の必要はないと判断しています。</p> <p>今後、このようなケースがあった場合には、河原委員の御意見を踏まえた形で検討を行い、その都度協議させていただきたいと思います。</p>
教育長	<p>市長から、守谷市旅館等建築審査会委員及び守谷市民生委員推薦会委員の選出について、要請がきている。こちらから各1名を指名することでよいか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
教育長	<p>守谷市旅館等建築審査会委員に寺田弘委員、守谷市民生委員推薦会委員に河原健職務代理者を指名する。</p>
各委員	<p>了承</p>
6 閉会宣言	<p>教育長 次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和4年11月25日（金曜日） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室 <p>午後2時19分 閉会を宣言</p>